



埼玉県報

第 724 号
令和 8 年(2026 年)
6 月 2 日
火曜日

目次

訓令

- 埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令（審査調整課）

告示

- 埼玉县市町村電子申請サービス提供業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 指定納付受託者の指定（情報システム戦略課）
- 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2 街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2 街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 戸田都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の開催（市街地整備課）
- 春日部都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の開催（市街地整備課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

訓令

埼玉県労働委員会
訓令第一号

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県労働委員会会長 甲原 裕子

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県

埼玉県労働委員会事務局決裁規程（昭和五十四年
埼玉県地方労働委員会 訓令第一

号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ナ中「公示し、及び」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社NTTデータ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 契約金額
56,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第四百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料等の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 サービスの名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

サービスの名称	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県電子申請・ 届出サービス	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 鈴木 正範	令和八年四月一日 から令和九年三月 三十一日まで

二 指定をした日

令和八年四月一日

告示

埼玉県告示第四百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課システム支援・セキュリティ担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸1丁目7番1号
- 5 契約金額
345,220,942円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百八号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習の実施方法及び日程

イ オンデマンド配信での実施

令和八年八月三日から同月三十一日までの間に講習動画を視聴する。なお、講習動画の視聴方法については、別途対象者宛てに通知する。

ロ 会場配信での実施

(一) 令和八年十月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県衛生会館

(二) 令和八年十月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県衛生会館

告示

埼玉県告示第四百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県彩の国ビジネスプラザ使用料徴収事務	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルSKIPステーション 代表取締役社長 廣川 達郎	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルSKIPステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
612,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告示

埼玉県告示第四百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルSKIPステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

128,249,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルSKIPステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

309,232,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二四―二四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字大山七百四十三番四外三十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千九百二十五立方メートル

浸透効果量 〇・一三五九立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第四百十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二四―二三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字神米金字西ヶ原四百七十五番一外十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百五十四・六八立方メートル

浸透効果量 〇・〇四二八一七〇四立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部市街地整備課
電話 ○四八―八三〇―五三八六
- ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

一	番号							
戸田	都市計画 区域名							
戸田市	市町村名							
「都市再開発 の方針」	都市計画の 種類及び名称							
令和八年七月 十七日午後三 時から	公聴 期日及び時間							
戸田市役 所五階五 〇一会議 室	会 場 所							
令和八年六 月二日から 六月十六日 まで	公述申出書 提出期間							
埼玉県都 市整備部 地整備課、埼 玉県さいたま 県土整備事 務所、戸田市 都市整備部 都市計画課	提出先							
令和八年六月 二日から六月 十六日まで	都市計画の構想 閲覧期間							
埼玉県都 市整備部 地整備課、埼 玉県さいたま 県土整備事 務所、戸田 市都市整備 部都市計画 課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部市街地整備課
電話 ○四八―八三〇―五三八六
- ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

一	番号							
春日部	都市計画 区域名							
春日部市	市町村名							
「都市再開発 の方針」	都市計画の 種類及び名称							
令和八年七月 二十四日午後 二時から	公聴 期日及び時間							
春日部市 役所本庁 舎二階二 〇二会議 室	会 場 所							
令和八年六 月二日から 六月十六日 まで	公述申出書 提出期間							
埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県越谷県 土整備事務 所、春日部市 都市整備部 都市計画課	提出先							
令和八年六月 二日から六月 十六日まで	都市計画の構想 閲覧期間							
埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県越谷県 土整備事務 所、春日部市 都市整備部 都市計画課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県選管告示第四十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和八年六月五日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（南第2区 川口市）における当選の効力に関する
異議の申出について

イ その他